

社会福祉法人 愛和会 高槻あいわ保育園運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 施設の概要は、次のとおりとする。

(1) 名称 高槻あいわ保育園

(2) 所在地 高槻市芥川町1丁目2番B-0114

2 高槻あいわ保育園（以下「本園」という。）の目的は、児童福祉法第39条に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることであり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場の提供を行うよう努める。

3 本園は、次の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うものとする。

(1) 未来を担う子どもたちの健全育成に努めます。

(2) 信頼し、安心して利用いただけるよう、幅広く質の高い子育て支援を行います。

(3) 地域と連携し、世代間の交流や地域交流を行います。

4 本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び高槻市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年高槻市条例第19号。以下「保育所基準条例」という。）その他の関係法令を遵守して運営する。

(提供する保育の内容)

第2条 本園の保育の内容は、前条第4項の諸法令及び保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、次のとおりとする。

(1) 保育環境を整えて、一人ひとりの主体性を育みます。

(2) 様々な体験を通して生活力を養います。

(3) 子どもたちが健康で安全に生活するよう環境を整え、体づくりや安全教育を行います。

(4) 良質でおいしい食事を提供し、食物アレルギー児等への対応を行います。

(5) 異年齢児や高齢者、地域の方々との関わりを大切にします。

(6) 子育て中の家庭支援はもとより、社会医療法人愛仁会高槻病院の協力のもと育児相談・乳幼児健康相談を積極的行います。

(職員の職種、員数及び職務の内容、心得)

第3条 本園に置く職員組織は、児童福祉法その他の関係法令及び保育所基準条例を踏まえ、次のとおりとする。なお、員数は園児数等により変動する場合がある。

(1) 園長 1名 理事会の決定事項の執行及び当該業務報告を行う。また、保育所の経営管理、事務管理及び人事管理を行う。

(2) 主任保育士 1名 園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。

(3) 保育士 24名以上 保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (4) 看護師又は保健師 1名 園児の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。
 - (5) 管理栄養士 1名（兼務）給食業務の統括を行う。
 - (6) 園医 各科1名（内科、眼科、耳鼻科） 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談、指導を行う。
 - (7) 園歯科医 1名 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談、指導を行う。
 - (8) その他 3名以上 事務員、臨床心理士、他必要に応じてその他の職員を置く。
- 2 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

（保育を行う日及び時間等）

第4条 本園の保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 月曜日～土曜日に保育を行う時間は次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）午前7時00分から午後6時00分まで
ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、原則午前7時から午後7時までの範囲内で時間外保育を実施する。
- (2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）午前8時30分から午後4時30分までもしくは午前9時00分から午後5時00分までのいずれかただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、原則午前7時00分から午後7時00分までの範囲内で時間外保育を実施する。

3 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日に休日保育を行う時間は次のとおりとする。

午前7時30分から午後6時30分まで（延長保育は実施しない）

（保育料等）

第5条 保護者は、高槻市特定・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和3年高槻市条例第46号。以下「確認条例」という。）第4条及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第1項により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を、その居住する市町村に支払うものとする。

2 本園においては、確認条例第4条及び特定・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項により、次のとおり実費を徴収する。

- (1) 保育時間の認定を受けた3歳児クラス以上の園児の給食費（主食費と副食費）月額6,150円
- (2) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの 園長が定める額

3 前条第2項第1号及び第2号ただし書きに基づく時間外保育を行った場合の時間外保育料は、標準時間認定園児1人につき30分までごとに500円とし、利用回数に応じて徴収する。夕方延長保育（午後6時31分以降）については、園児の保護者から時間外保育の利用前に申し出があ

るときは、その申し出た時間（午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分までの間に限る。）に限り、時間外保育料の月額を 1 日につき 30 分までごとに 5,000 円とすることができる。

短時間保育認定園児 1 人につき 30 分までごとに 400 円とし、利用回数に応じて徴収する。夕方延長保育（午後 6 時 31 分以降）については、園児 1 人につき 30 分までごとに 500 円とし、利用回数に応じて徴収する。

- 4 標準時間認定・短時間認定共にやむを得ず延長保育時間が午後 7 時を超える場合は、特別延長料として 10 分につき 1,000 円を徴収する。
- 5 平日一時預かり保育利用児の保育料は別に定める。（一時保育のしおり）

（子どもの区分ごとの利用定員）

第 6 条 本園の支援法第 3 1 条第 1 項の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 保育時間の認定を受けた園児のうち 0 歳児の者 15 人
 - (2) 保育時間の認定を受けた園児のうち 1-2 歳児の者 51 人
 - (3) 保育時間の認定を受けた園児のうち 3 歳児の者 27 人
 - (4) 保育時間の認定を受けた園児のうち 4 歳児以上の者 57 人
- 2 このほかに、一時預かり保育の利用定員は、一日につき概ね 15 人とする。
- 3 休日保育利用児童の定員は、一日につき概ね 20 人とする。

（利用の開始及び終了に関する事項等）

第 7 条 本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、確認条例第 4 条及び特定・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 7 条により、できる限り協力する。

- 2 利用者及び本園は、利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用に係る契約を結ぶものとする。
- 3 本園は、次に掲げる場合に特定保育の提供を終了する。
 - (1) 園児が小学校に就学した場合
 - (2) 支援法第 2 4 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に基づき支給認定が取り消された場合
 - (3) 支給認定保護者から本園の利用の取り消しの申し出があった場合
 - (4) 市町村が本園の利用の継続が不可能であると認めた場合
 - (5) その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じた場合
- 4 平日一時預かり保育利用児童は、本園に直接申し込み、面接後より予約、利用するものとする。

（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

第 8 条 本園においては、保育所保育指針の規定により、保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行う。また、災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図り、子どもの精神保健面における対応に留意する。

- 2 本園は、保育所保育指針及び確認条例第 4 条及び特定・保育施設及び特定地域型保育事業並び

に特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 32 条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 9 条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、定期的な職員研修その他虐待防止のための必要な措置を講じる。

（文書の取り扱い）

第 10 条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

（文書の管理）

第 11 条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害時に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置を取らなければならない。

（平等の原則）

第 12 条 本園は園児またはその保護者の国籍、信条、社会的身分または入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取り扱いをしない。

（休園）

第 13 条 園児または園児の同居家族に感染症等の発生により、他の園児に感染するおそれがあると園長が認めたときは、休園を命じることができる。

（保護者との連絡）

第 14 条 本園は、保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態及び保育所の運営について保護者の協力を得るものとする。

（健康管理）

第 15 条 園長、看護師は常に入所児童の健康に留意し、年 2 回以上の健康診断を実施し、その結果を記録しておかななければならない。

（衛生管理）

第 16 条 本園は、環境衛生に保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び感染症の予防を行い、年一回の大掃除を行うものとする。

（苦情対応）

第 17 条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申しでることができる。その場合に保育所は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無ならびに改善方法について、保護者に報告するものとする。

なお、苦情申し立て窓口は、別紙苦情対応規定に記載されたとおりである。

(相互信頼関係の構築)

第18条 園児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するための職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(秘密の保持)

第19条 本園は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報ならびに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合ならびに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿とする。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(子育て支援)

第20条 地域の子育て家庭を援助するため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開講、子育てひろばの開放、絵本の貸し出し、子育て通信の発行、掲示板等による地域向け育児情報の提供等の子育て支援を実施する。

(雑則)

第21条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人愛和会合同運営会議の決議を経るものとする。

附 則

この規則は平成18年9月1日から実施する。

休日保育実施に伴い規則を変更、平成21年11月から実施する。

法人名変更に伴い規則を変更、平成25年4月から実施する。

子ども・子育て支援新制度施行に伴い規則を変更、

平成27年4月1日から実施する。

休日保育実施に伴い規則を変更、平成27年10月1日から実施する。

幼児教育無償化制度等の対応に伴い規則を変更、令和1年10月から実施する。

保育制度変更等の対応に伴い規則を変更、令和2年4月から実施する。

高槻市条例の改正等の対応に伴い規則を変更、令和5年4月から実施する。

高槻市条例の改正等の対応に伴い規則を変更 令和6年4月から実施する。